

令和7年度
戦略的大学改革・
イノベーション創出環境強化事業
(実証事業)

公募要領

令和7年8月

内閣府

令和7年度戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業（実証事業） 公募要領

はじめに

本事業に申請を予定している大学については、令和7年8月27日（水）～9月2日（火）正午までに事務局までメールにて御連絡ください。

また、書類の提出に当たっては、本要領を熟読の上、メールにて御提出ください。

基本的な考え方

令和3年8月開催の総合科学技術・イノベーション会議（以下「CSTI」という。）における、地域の中核大学が特色ある研究成果を基に新しい産業を生み出すとともに、地域を支える人材を育成するための必要な政策パッケージのとりまとめに関する総理指示を踏まえ、関係府省からなる「地域の中核となる大学振興タスクフォース」やCSTI有識者議員懇談会（木曜会合）における議論、検討を経て、令和4年2月1日のCSTI本会議において、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」（以下「総合振興パッケージ」という。）が策定された。その後、令和5年2月8日には、地域中核・特色ある研究大学に求められる「機能」の観点から、目指す大学像に向けた大学自身の立ち位置を振り返る「羅針盤」の基本的な考え方を示すなど、総合振興パッケージの質的・量的拡充を図る内容への改定を行った。

上記を踏まえ、戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業（調査事業）においては、大学に求められる「機能」を強化するために必要な取組を明らかにすることを目的に、上記「羅針盤」の観点をもとにこれまでの大学の取組や政府の支援施策の定量的・定性的な調査分析を行っているところである。この度、当該調査事業において、大学に求められる「機能」を強化するための「推奨される取組」が中間報告書にてまとめられた。

本事業（実証事業）では、上記「推奨される取組」を軸とした実証プログラムを実施し、その効果や実効性を検証することで、より効果的・実効的な大学改革及び政府による支援策の検討につなげることを目的とする。

本事業の対象

上記の基本的な考え方に基づき、主要な取組として“社会実装・イノベーションの推進”又は“地域貢献の強化”を柱とし、これを支える基盤的な取組として“多様性と卓越性の強化”、“研究環境の整備”及び“マネジメント改革”を含めた戦略的な大学改革構想に係る取組を、本事業の対象とする。

（1）対象とする大学

支援対象は国公立大学（学校教育法第2条に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る。））である大学^{*1}）であって、周辺地域（隣接した都道府県を含む。）に我が国にとって「特色ある産業^{*2}」を有し、当該産業との連携を軸に、羅針盤の各観点における改革を進めることに意欲を持つものの、人的・財政的などの理由により全学的・総合的改革には至っていない大学を対象とすることを想定。

※1 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者（大学）及び文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者（大学）を除く。また、私立学校については、「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学を除く。

※2 地域の特性や強みを基盤に発展した産業であって、経済安全保障、防災、感染症対策、宇宙、食料安全保障等の政策的に重要な分野との結びつきが強く、かつ、その持続的な発展のために高度な技術力及び研究力を要するものを指す。

(2) 申請要件

(ア) 申請単位は大学とし、申請者は、本要領に指定する調書を作成し、内閣府宛に提出すること（調書の提出先は「審査方法等（2）提出資料・提出先等」を参照）。提案大学としての本事業への申請は、1大学当たり1件とし、以下に記載の通り他機関（連携機関）とともに申請すること。

- ① 提案大学：国公立大学のうち、(イ)に記載の戦略的大学改革ビジョンを構築したうえで、全学としてリソースを投下する大学
- ② 連携機関：当該機関が有する強みを活かして、提案大学の戦略的大学改革ビジョンに関連して、本事業の経費を活用して提案大学との組織的な連携を図る研究機関（大学や国立研究開発法人、公設試験研究機関など）

また、採択された大学は、本事業の交付金を受けている期間中、法令等により求められる財務関係書類の作成、その文部科学省等への提出又は届出、監査等を遺漏なく実施していることを前提とする。

(イ) 調書の作成に当たっては、以下の事項について分かりやすく過度な重複がないよう簡潔に記載すること。

●戦略的大学改革ビジョン

- ・“社会実装・イノベーションの推進”又は“地域貢献の強化”を目指した改革として、「特色ある産業」との連携を含めどのようなビジョンを描いているか。
- ・連携を見据える産業がいかに我が国にとって「特色ある産業」であるか。
- ・当該ビジョンがいかなる点で新規性を有しているか（例：新たな産学連携の形など）。
- ・改革の進捗・成果が論文数等のデータ、アウトカムとして対外的に示すことができるか。

●当該ビジョンの実現（提案する取組）により想定される効果

- ・大学又は周辺地域等の課題に対して、当該ビジョンが実現することで、どのようなアウトカムにつながるのか。

※なお、当該ビジョンと整合する形で、選択したテーマに対して、「別表」か

ら最低1個のアウトカム指標の目標数値を適切に設定すること。

●当該ビジョンの実現に向けた、取組の具体的な内容と実行計画

※なお、当該取組については令和7年度から令和9年度までの3年間について年度ごとに記載すること。

・主要な取組としての“社会実装・イノベーションの推進”又は“地域貢献の強化”と、これを支える基盤的な取組としての“多様性と卓越性の強化”、“研究環境の整備”及び“マネジメント改革”それぞれについての取組の具体的な内容及びその計画。

・当該取組を実施することにより、どのように当該ビジョンの実現につなげるのか。

・取組の進捗・成果が論文数等のデータ、アウトカムとして対外的に示すことができるか。

・各年度の取組のマイルストーンや実行計画が、当該ビジョンの実現から逆算して設定されているか。

●データ提供体制

・特に別表「指標一覧」に定める指標のうち、大学からの提供を「必須」としている指標に係るデータについて、事業実施前の過去データ分及び事業開始後のデータを年度ごとに収集し、内閣府に提出できるよう、十分な体制が確保されているか。

・別表「指標一覧」に定める指標のうち、「必須」としている指標に係るデータを含め、どの指標について提供することを予定しているか。

※今後数年～10年程度の期間で、採択された大学から関連するデータの内閣府への提供を想定している。

●実施体制（連携構想、ガバナンス体制）

・連携機関を含めた全体の資金計画。

・連携機関との連携により提案大学のミッシングパーツ（学内の不足リソースなど）をどのように補完し、いかに提案大学の機能強化につなげるか。

・具体的な連携先候補を含む「特色ある産業」との連携の構想。

・連携機関や産業界を含む本事業全体の体制において、全学的なコミットメントを伴うガバナンスが確保されているか。

●その他

・本取組の実施に際して、提案大学が競合や比較対象と認識する、ベンチマークとなり得る国内大学の群が記載されているか。

(3) 対象とする実施内容

本事業では、審査の結果選出された大学へ交付金を交付する。

本交付金の用途として支出できる経費は、以下に記載する羅針盤の各観点における推奨される取組を主とするが、大学が地域の中核大学として、独自の強みや特色を活

かした戦略的大学改革ビジョンを実現するために、追加的に行う取組を使途に含めることは妨げない。

また、「地域中核大学イノベーション創出環境強化事業」（内閣府）、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」、「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」、「国立大学改革・研究基盤強化推進補助金」（文部科学省）など、政府の別事業による支援を受けている取組については、基本的に本事業の対象外とする。

<羅針盤の各観点における推奨される取組>

【主要な取組】以下の①又は②に係る取組を主要な取組として実施すること

① 社会実装・イノベーションの推進（羅針盤観点②：社会実装・イノベーション）

短期（～3年）

- ・企業や他大学・他機関との共創のための研究施設や連携拠点/インキュベーション施設の整備
- ・学内シーズの整理と情報発信
- ・民間VC等金融機関との連携推進
- ・技術相談・学術指導の推進、企業との人材交流推進等による企業との接点拡大

中長期（3～10年）

- ・研究設備の充実化による共創拠点の強化
- ・データの共同利用の推進によるエコシステムの強化

② 地域貢献の強化（羅針盤観点③：地域貢献）

短期（～3年）

- ・自治体との関与、委員会への参与、政策助言などを通じた地域自治体との関係性構築
- ・社会人研究者を含む研究人材確保の制度整備や育成、研究支援人材確保の制度整備や育成を通じて、地域貢献の土台となる研究力を向上
- ・産学連携コーディネーターなどの専門人材の配置や育成を通じた、産学連携・地域貢献のための環境整備

中期（3～5年）

- ・自治体ネットワークを活用した地場産業との連携推進
- ・自治体との包括連携協定の締結、地域課題解決に向けた共同プロジェクトの推進などによる地域自治体との連携強化
- ・産学連携コーディネーターの育成など、環境整備の継続

長期（5～10年）

- ・地域自治体との地元人材定着を促す支援制度の共同検討や、地域産業共創拠点の設立・強化などを通じた地域自治体との共創的な地域振興の取組推進
- ・支援人材・専門人材の研究テーマ別人材配置や大学経営への参画推進などによる人材体制の高度化

【基盤的な取組】以下の③、④及び⑤に係る取組を、①又は②に係る主要な取組を支える基盤的な取組として実施すること。

③ 多様性と卓越性の強化（羅針盤観点①：多様性と卓越性）

短期（～3年）

- ・海外研究者の受け入れ体制構築・支援及び海外研究者との交流促進
- ・海外との連携戦略策定、有望機関の分析・選定、連携先機関とのコンタクトなどを通じた海外とのネットワーク構築

中期(3～5年)

・人材育成プログラム等実施によるグローバル人材の育成強化を通じた海外研究者との連携強化

・海外との連携地域の拡大、連携機関との学生交換・イベント開催などを通じた、海外ネットワークの拡大・強化

長期(5～10年)

・海外研究者との共同研究の実施

④ 研究環境の整備

短期(～3年)

・研究戦略・社会実装戦略を踏まえた人材戦略の策定

・適切な人事評価・報酬制度設計を前提とした人件費計画の策定

・技術職員を組織化し、共用推進を担う統括部局を立ち上げ、設備戦略を策定

・共用設備や予約管理システムの導入・運用及び学内外への広報などを通じた共用設備利用の定着化・利用促進

中長期(3～10年)

・人材採用・育成・登用のPDCA強化(研究者ポストの創出・優秀な研究支援人材の表彰等)

・国際連携専任支援人材の導入

・機器のメンテナンスやニーズに合わせた技術職員の拡大・育成による共同設備の利用促進

⑤ マネジメント改革

短期(～3年)

・中長期の財務目標及び各年度の財務戦略の策定(収入源の多様化方針策定、リソース分配方針の策定等)

・委員会の設置、CF0などの外部人材の登用、収支構造の可視化・モニタリングを通じたマネジメント体制の構築

・寄附金のターゲット設定、スキーム検討、目標金額設定、訴求点整理等の寄附金募集戦略策定

・寄付金オフィスの立ち上げ、ファンドレイザーの配置による寄附金募集体制の構築

中長期(3～10年)

・エンダウメント運用におけるポートフォリオの検討や、ROIを踏まえた再投資方針の見直し

・収益の研究・設備・人件費等への再投資方針の見直し

・寄附金のターゲットセグメントによる寄付動機の分析や影響力あるトップドナーの巻き込み・顧問登用による寄付金の大口化に向けた戦略アップデート

※なお、採択された大学においては、採択後に本事業における取組の進め方などについて、月次を目安に内閣府(本事業の調査事業に係る委託業者を含む。)と打合せを実施する予定である。内容や打合せの頻度については、採択後に内閣府の担当者と別途調整することとする。

(支出できない経費 (例))

本交付金による支出ができない経費として、例えば以下のようなものが挙げられる。なお、この他にも事業内容に応じて支出の必要性を勘案した結果、使用できない場合がある。

- ・大学の経営基盤強化のために、本交付金を支出する直接の必要がないと考えられる経費（懇親会経費や酒、煙草等に係る経費・手土産などの経費 等）

(4) 実施期間等

ア) 実施期間

実施期間は令和7年12月頃から最長で令和10年3月までとする。年に1回以上実施する下記ウ) に記載のフォローアップの結果等を踏まえて、以下のような実施期間や交付額の見直しを行う。

- ・特に優れた実績を上げた大学：交付額の増額
- ・取組が不十分な大学：実施期間の短縮、交付額の減額

イ) 採択件数・規模

最終的な採択件数については、5校を目安に内閣府が設置する審査・評価委員会が決定する。本実証事業経費総額は約3億円（令和7年度）、約10億円（令和8年度）、約10億円（令和9年度）とし、このうち各法人への交付額については、各法人の申請額を踏まえ、構想内容・採択件数に応じ、審査・評価委員会が決定する。

※なお、事業経費総額は今後の予算編成の過程等で変更になる場合がある。

ウ) 採択事業のフォローアップ

採択事業の効果検証、好事例の横展開を図るため、定期的に取り組の進捗確認を行うとともに、審査・評価委員会等による評価・検証を実施する。

審査方法等

(1) 審査方法等

審査は、書面審査（一次審査）を通過した申請についてのみヒアリング（二次審査）を行う2段階方式で、審査・評価委員会において行う。

ア) 一次審査

- ・本事業への申請を希望する大学は、構想調書等を作成し、内閣府へ提出する。
- ・採択先を選定するための審査は、審査・評価委員会において行う。
- ・審査は、提出された調書をもとに、ウ) に示すそれぞれの審査項目ごとに点数化し、その合計点を踏まえてヒアリング対象校を選出する。
- ・審査の結果は、各大学に対し電子メールで通知する。

イ) 二次審査

- 一次審査でヒアリング対象校として選出された大学には、事務局から二次審査の案内を「事前質問」を付して通知する。当該選出大学は、通知した「事前質問」への回答を作成し、内閣府へ提出する。
- 審査では、提出された調書及び「事前質問」への回答をもとにヒアリング（オンライン）を行い、採択候補大学を決定する。
- ヒアリングにおいて、提案大学のみならず、連携機関が参加することを可能とする。これらの者が参加した場合、提案大学への期待等の発言を求めることがある。
- 審査の結果は、各大学に対し電子メールで通知する。

ウ) 審査項目

- 本事業目的と提案テーマとの整合性
大学の特性（規模や地域性、課題、強み）を客観的にとらえた上で、本事業テーマに沿った提案ができているか。
- 提案内容の妥当性・具体性・実現可能性
本事業テーマに対して、妥当かつ具体的な提案ができているか。また、大学の特性を踏まえて効果的・実現可能な提案内容となっているか。
- 提案内容の新規性
提案された戦略的大学改革ビジョンが、新規性を有する取組であるか。
- 実施体制、実行計画の妥当性等
全学的な経営改革としての提案された取組を推進する上で、連携機関も含めた実施体制が十分に整っているか。また、対象経費の使途内訳や年度ごとのマイルストーンを設定するなど、取組の実行計画が具体的かつ妥当であるか。
- 実証プログラム期間の目標値の設定
ロジックモデルをベースに各成果指標の目標数値とその根拠を設定できているか。
- データ提供体制の整備状況
提案された取組構想に対応する取組仮説に係る指標について、過去及び今後10年程度にわたるデータの取得、提供体制が十分に備わっているか。

(2) 提出資料・提出先等

ア) 提出資料

【様式1】 構想調書

【様式2】 構想補足（関連事業との整理）

【様式3】 資金執行計画書

イ) 提出期間 令和7年9月16日（火）9：00～9月22日（月）17：00

提出期間終了後の提出、差し替え及び訂正は認められないため、提出期間を遵守するとともに、内容等の確認を十分に行った上で提出すること。

ウ) 提出方法

資料の電子媒体（加工可能な媒体）を電子メールに添付して提出すること。

提出先は、昨年度までの事業（地域中核イノベーション創出環境強化事業）と同じ事務局宛てにメールで提出すること。

メールアドレスが不明な場合、【本件担当】に記載されている電話番号に電話で問い合わせること。

※メール件名は「【〇〇大学】令和7年度戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業の申請について」とすること

その他留意事項

(1) 問い合わせ等

上記提出期間の間は、当該者のみが有利となるような質問・相談については一切回答できない。提出期間において、本事業の趣旨確認など質問を希望する場合は、事務局にメール又は【本件担当】に記載されている電話番号に電話で問い合わせること（オンライン会議等による相談を希望する場合は、その旨を連絡すること）。

本事業に関する重要な情報や、一斉に共有すべき質問への回答等があった場合、内閣府ホームページにて開示する。

(2) 採択情報等の公表等

採択校決定後、採択された大学名と交付額、当該大学の提出資料（【様式1】構想調書等（これらの資料の公表前に、個人名等の公表に不適当な部分を確認・修正する機会を設ける。））を併せて、内閣府ホームページにて公表する。

(3) 情報公開の促進

採択された大学については、国からの支援を受けることにより、社会への説明責任を果たす必要があることから、本事業による成果や取組の進捗など、情報の公開・発信に積極的に努めること。

(4) 事業開始までのスケジュール (予定)

令和7年

9月頃	一次審査(書面)実施
10月22日	二次審査(ヒアリング)実施
11月頃	二次審査結果通知
12月頃	事業開始

※審査の状況等により変更する場合があります

【本件担当】

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

大学改革・ファンド担当室

T E L : 03-6257-1332